

みどり市からの重要なお知らせ

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

支給対象と手続き

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和4年9月30日時点で
住民登録のある市区町村から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります。

返送期限：
令和5年1月31日（火）

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請時点で住民登録のある市町村に
申請が必要です。

申請期限：
令和5年1月31日（火）

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給金額と支給方法

- ・ 支給金額
1世帯あたり5万円
- ・ 支給方法
口座へ振込

問い合わせ先 みどり市 社会福祉課 0277(76)0975

支給金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

（1）市から確認書を送る世帯

- 対象となる世帯には、みどり市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を令和4年10月26日から順次送付します。
- 中身を確認して、返信用封筒で返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

（2）ご自身で申請が必要な世帯

- DVを理由に避難している方や入所措置がとられている方などは、申請が必要です。手続きについて、社会福祉課へお問い合わせください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（みどり市の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合204.3万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にみどり市の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

※申請に必要な様式は市ホームページでもダウンロードできます。



収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。